

議案第60号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

窓口における印鑑登録証明書の交付申請に際し、印鑑登録証の添付が不要な申請の方法として、個人番号カードを使用して統合端末に暗証番号を入力する方法を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)</u>を添えて、<u>統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)</u>に自ら<u>暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項の申請があったときは、印鑑登録証(個人番号カードが添付された場合にあつては、個人番号カード)</u>及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(個人番号カードの暗証番号の設定)</p> <p>第14条 <u>第12条第2項又は第4項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人番号カードの暗証番号の設定)</p> <p>第14条 <u>第12条第3項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機</u></p>

システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議案第61号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に</p>	<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に</p>

関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円73銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において

関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において

準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例について

取手市選挙公報発行条例（昭和46年条例第45号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の配布に関し、公職選挙法第170条第2項の規定に則して、各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法及び補完措置について定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例

取手市選挙公報発行条例(昭和46年条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙公報の配布)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(選挙公報の配布)</p> <p>第4条 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、
管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入し、並びに60歳を
超える職員の給与の特例を定めるほか、所要の整備等を行うため、関係する条例の規
定を一括して改正するものです。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
 条例

(取手市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>定年制度(第2条～第5条)</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第11条)</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第14条)</u></p> <p>付則</p> <p> 第1章 <u>総則</u></p> <p> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、<u>第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p> 第2章 <u>定年制度</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p> (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p> (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職</u></p>

当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識・技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長と協議の上、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管

務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識・技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長と協議のうえ、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て期日を定めて、当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て期日を定めて、その期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

この条及び第 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等 をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等 をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職

日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その

他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異

動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市規則で定める地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

1 及び 2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員に

付 則

1 及び 2 (略)

あつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(取手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 取手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和 30 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>取手市職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに失職の例外に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休職の事由)</p> <p>第 2 条 <u>任命権者は、職員が、法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、当該職員を休職することができる。</u></p> <p>(降給の種類)</p> <p>第 3 条 <u>降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号)第 5 条第 2 項に規定する給料表をいう。以下同じ。))の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>取手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その

他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(ア及びイに掲げる場合を除く。)。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第4条第1号イの規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第7条 (略)

第8条 (略)

2 休職者に対する休職期間中の給与については、取手市職員の給与に関する条例又は取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の定めるところによる。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 (略)

第4条 (略)

2 休職者に対する休職期間中の給与については、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)又は取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の定めるところによる。

<p>第9条及び第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(定年の引上げに伴う特例措置)</p> <p>2 <u>取手市職員の給与に関する条例付則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに同条例付則第18項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第6条第2項の規定は、取手市職員の給与に関する条例付則第18項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>第5条及び第6条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(略)</p>
---	---

(取手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 取手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p>

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, <u>市規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前1年間における<u>当該職員</u>の人事評価その他の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は, 同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の人事評価が特に優秀である場合又は優秀である場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 人事評価に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7から9まで (略)</p> <p>10 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は, <u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち, 第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に, 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす</u></p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合, <u>または</u>一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, <u>市規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前1年間における<u>その者</u>の人事評価その他の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は, 同項に規定する期間における<u>その者</u>の人事評価が特に優秀である場合又は優秀である場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 人事評価に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7から9まで (略)</p> <p>10 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は, <u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

る。

(通勤手当)

第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未

キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1カ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

アからスまで (略)

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員

満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

アからスまで (略)

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員

で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4から8まで (略)

で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4から8まで (略)

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合及び取手市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和43年条例第65号)の規定に基づき、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨が定められている場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 及び 3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜ

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合及び取手市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和43年条例第65号)の規定に基づき、職務専念義務を免除された場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 及び 3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜ

られ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるもの並びに第2項に規定する勤務を除く。以下この条において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する市規則で定める時間を除く。)との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する市規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であ

られ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるもの並びに第2項に規定する勤務を除く。以下この条において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する市規則で定める時間を除く。)との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である

る場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで、第11条、第12条及び第12条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在

場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において

在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

付 則

1から17まで (略)

(定年の引上げに伴う特例措置)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号。以下この項において「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又

同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

付 則

1から17まで (略)

は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第20項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、

市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 付則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項(第21条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

25 付則第18項から前項までに定めるもののほか、付則第18項の規定による給料月額、付則第20項の規定による給料その他付則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第2の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800		

改める。

別表第3の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800		

改める。

(取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(生活保護事務に係る現業に従事する職員 の特殊勤務手当) 第4条 (略)	(生活保護事務に係る現業に従事する職員 の特殊勤務手当) 第4条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「5,000円」とあるのは「5,000円に取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「5,000円」とあるのは「5,000円に取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とする。</p>
--	--

(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>取手市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u>とする。</p>

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第13条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項の項及び第6条第3項及び第5項の項	(略)	(略)
第12条の4第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	(略)
第20条第4項の項から第20条第6項の項まで	(略)	(略)

(育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第14条 育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)第4条第3項の規定の適用については、同項中「法第22条の4第1項」に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第13条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項の項及び第6条第3項及び第5項の項	(略)	(略)
第6条第10項	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第12条の4第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	(略)
第20条第4項の項から第20条第6項の項まで	(略)	(略)

(育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第14条 育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)第4条第3項の規定の適用については、同項中「法第28条の5第1項」に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第

110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」とする。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 (略)

110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」とする。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 (略)

(取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第2	(勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第28条の5第1項に規定

2条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条の勤務時間は、市規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、市規則で定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以

する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 10時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条の勤務時間は、市規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、市規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上

上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつてはその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める

<p>職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>取手市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。))を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>

(取手市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 取手市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第5号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11条及び第18条の規定は、公布の日から施行する。

(取手市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の取手市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の取手市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長と協議の上、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市規則で定める職にあっては、市規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(取手市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条

の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市規則で定める地方公共団体の組合をいう。次項及び付則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定す

る短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(取手市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条及び付則第12条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条、次条、付則第15条及び第17条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）（付則第14条において「育児短時間勤務等」という。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員

の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は，当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち，同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に，取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，第4条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下この条及び付則第14条において「新給与条例」という。）第12条の4第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については，同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と，同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第6条第2項から第9項まで，第11条，第12条及び第12条の3の規定は，暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例付則第18項から第25項までの規定は，令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は，第5条の規定による改正後の取手市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条第3項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして，同条例の規定を適用する。

（取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 育児短時間勤務等を行う職員に対する新給与条例付則第18項の規定の適用については，同項中「）とする」とあるのは，「）に，勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員は、第8条の規定による改正後の取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(市規則への委任)

第18条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第64号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	

36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	

78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	362,900
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	365,500
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	367,900
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	370,500
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	372,400
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	374,900
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	377,200
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	379,700
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	382,100
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	384,800
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	387,400
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	390,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	392,500
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	394,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	397,000
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	399,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	401,200
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	403,200
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	405,100
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	406,900
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	408,800	

22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	410,600
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	412,400
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	414,300
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	416,100
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	417,600
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	419,100
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	420,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	422,300
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	423,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	424,900
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	426,100
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	427,300
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	428,600
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	429,900
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	431,100
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	432,300
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	433,100
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	433,900
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	434,700
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	435,300
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	436,000
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	436,700
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	437,400
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	438,200
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	439,000
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	439,400
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	440,100
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	440,600
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	441,000
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	441,400
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	441,800
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	442,200
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	442,600
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	443,000
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	443,300
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	443,600
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	444,000
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	444,300
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	444,600
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	444,900
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	

64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		

106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			
137		358,100	379,100			
138		358,500	379,600			
139		359,000	380,100			
140		359,500	380,600			
141		359,800	380,900			
142		360,300				
143		360,800				
144		361,300				
145		361,600				

再 任 用 職 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」と読み替えるものとする。</p>

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条</p>

例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「6 月に支給する場合には 100 分の 162.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 167.5」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 23 年条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には, 次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 から 7 まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用に</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000 円</u>	2 から 7 まで	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には, 次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 から 7 まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用に</p>	号給	給料月額	1	<u>375,000 円</u>	2 から 7 まで	(略)
号給	給料月額												
1	<u>376,000 円</u>												
2 から 7 まで	(略)												
号給	給料月額												
1	<u>375,000 円</u>												
2 から 7 まで	(略)												

<p>については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
--	--

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p><u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p>

3 第3条(第17条第4項の規定により適用する場合を含む。)の規定により給与条例別表第2の給料表を適用する場合において、当該給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給与及び報酬についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日(当該条例の施行の日が4月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第65号

取手市地域振興基金条例について

取手市地域振興基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第11条の2第1項第3号に規定する地域住民の連帯の強化又は地域振興等に関する施策に充てることを目的に、取手市地域振興基金を設置するため、本条例を制定するものです。

取手市地域振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化又は地域振興等のために必要な経費に充てるため、取手市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の場合において、基金造成のために起こした地方債の償還が完了するまでに処分するときは、当該処分をしようとする年度の前年度末までに償還が終わった額の範囲内で処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例について

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

小規模企業振興基本法の制定及び小規模企業振興基本計画の策定により、地方公共団体が小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明確にされたこと等を受け、中小企業・小規模企業の振興に関して市の基本理念を明らかにし、中小企業・小規模企業の振興の一層の推進を図るため、本条例を制定するものです。

取手市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の持続的成長及び地域経済の活性化を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等の経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。

2 中小企業等の振興は、中小企業等がその多様性を生かした事業活動を通じて、地域経済の活性化に寄与し、多くの雇用を創出する等地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。

3 中小企業等の振興は、国、県、市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関等及び市民が相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。

(基本施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づく基本施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業等の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 中小企業等の人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策

- (4) 中小企業等の事業承継の促進に関する施策
 - (5) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
 - (6) 中小企業等の資金調達の円滑化に関する施策
 - (7) 中小企業等に対する支援・連携ネットワークの構築
 - (8) 中小企業等に関する情報の収集及び提供
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- (市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、中小企業等が豊かな地域社会づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業等の役割)

第6条 中小企業等は、基本理念にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用における環境整備に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、事業活動を通じて、地域の振興に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、基本理念にのっとり、中小企業等の経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等への支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 商工会は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。
- 3 商工会は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業等の重要性について理解を深め、中小企業等の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業等の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に対する理解を深めると

ともに、中小企業等が供給する製品及び役務の利用を通じて中小企業等の発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)	認定図
	終点 (番地先)			最小 (m)	
1-2813 号線	戸頭一丁目 2-4	106.80		9.66	1
	戸頭一丁目 2-1			5.70	
1-2814 号線	戸頭一丁目 2-11	22.00		10.25	
	戸頭一丁目 2-14			6.00	
1-4749 号線	井野 701-44	31.66		7.00	2
	井野 701-48			6.00	

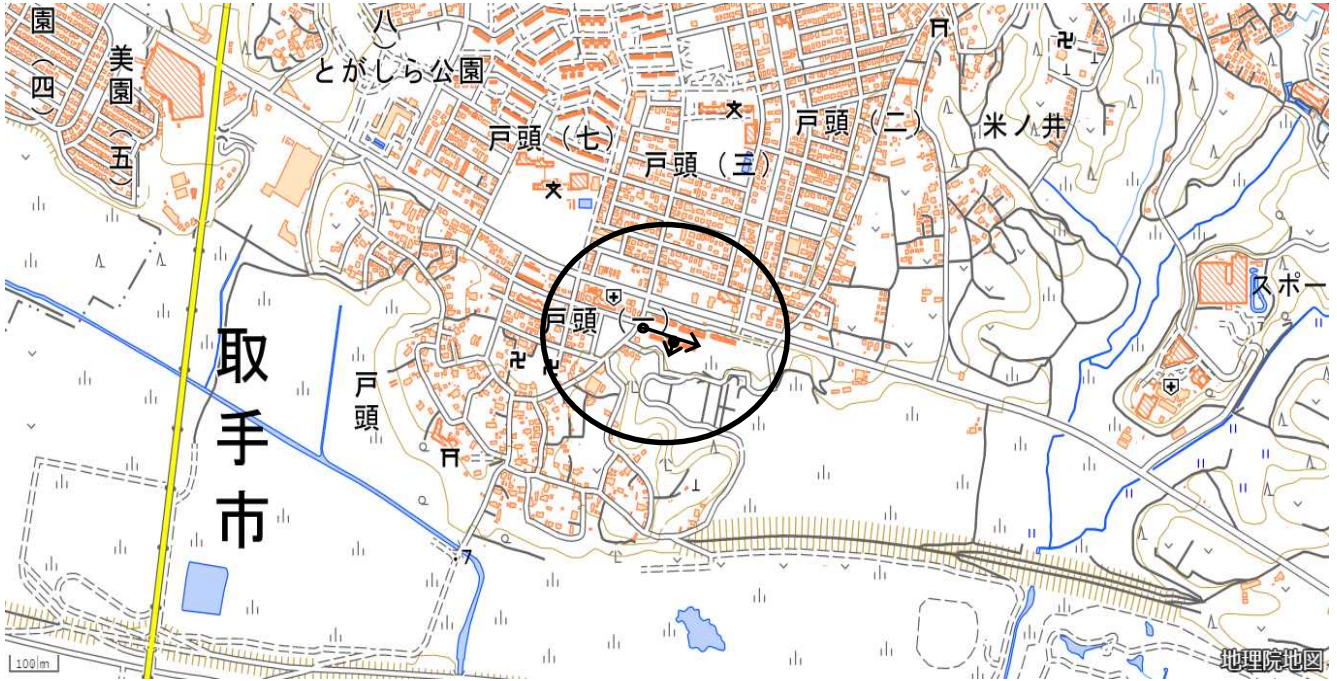
令和 4 年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

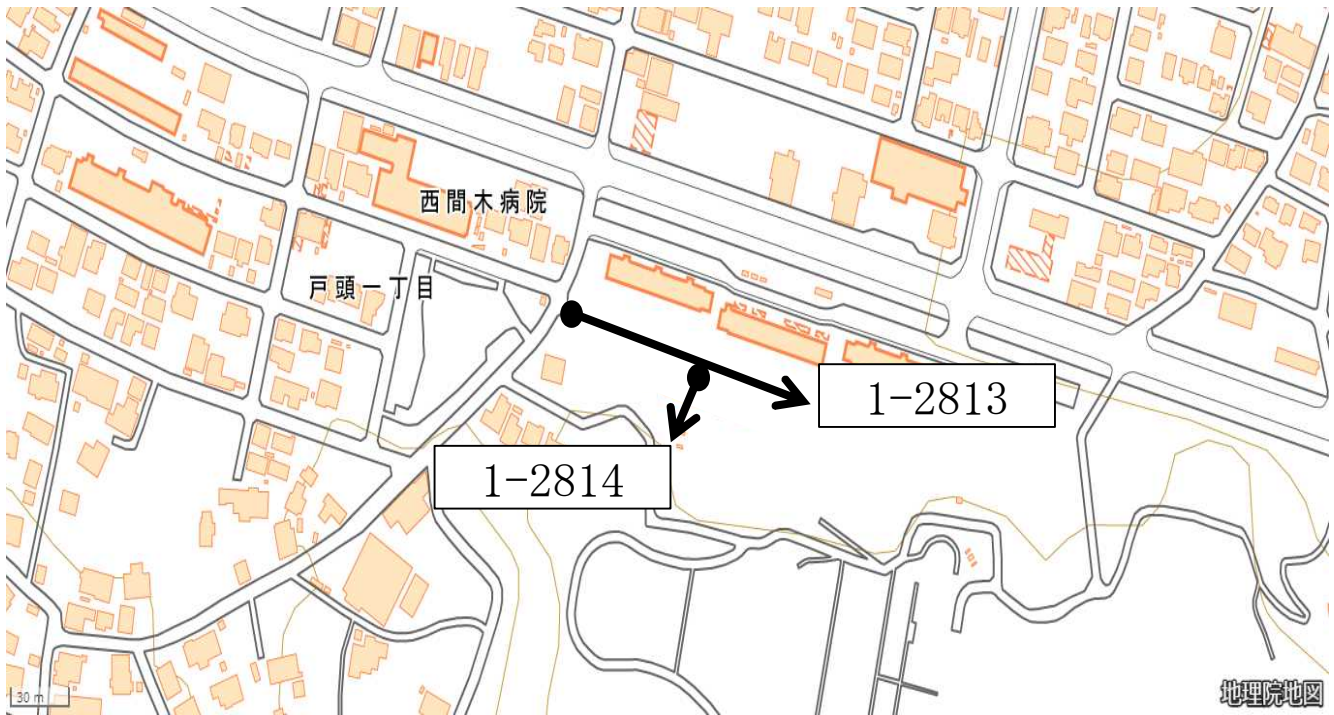
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図 1



出典：国土地理院

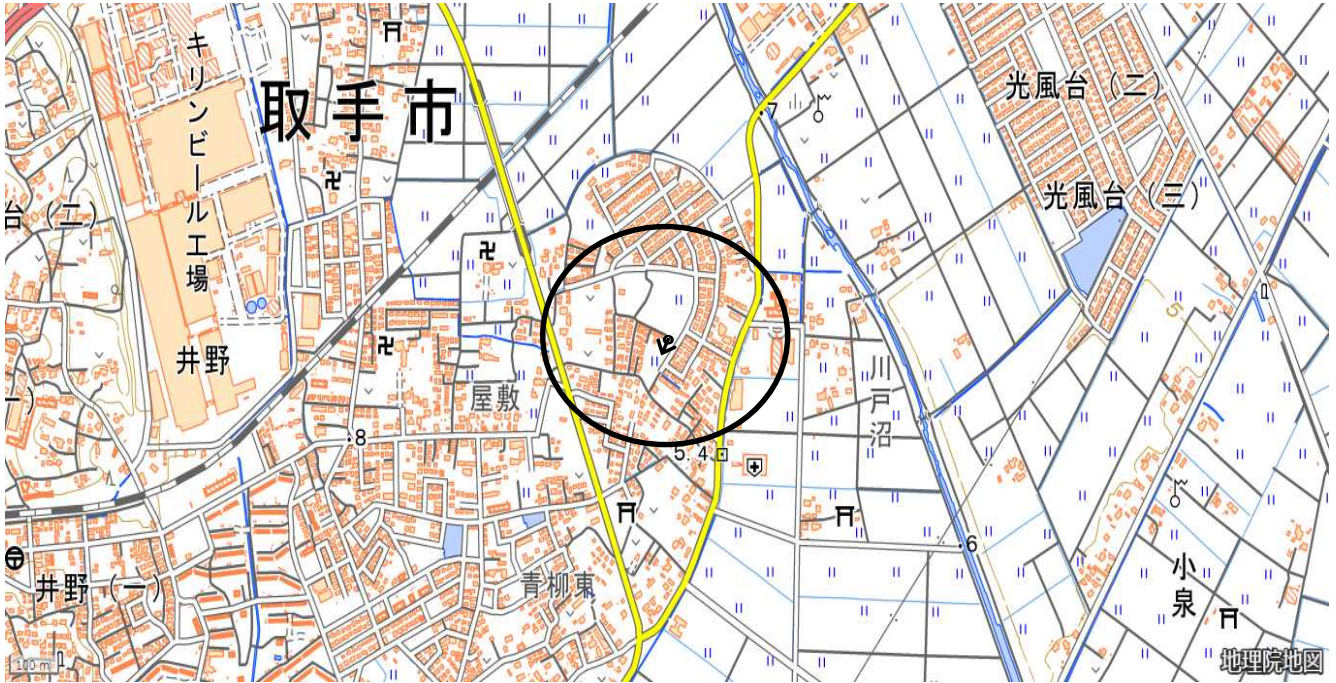
認定図 1



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2813	106.80m	5.70m～9.66m
1-2814	22.00m	6.00m～10.25m
起点 ● 終点 ➡		

位置図 2



出典：国土地理院

認定図 2



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4749	31.66m	6.00m～7.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第 6 8 号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)	変更図
		終点 (番地先)			最小 (m)	
1-1244 号線	変更前	下高井 2038-3	514.50		7.00	1
		下高井 2391			2.50	
	変更後	下高井 2183-2	526.50		23.35	
		下高井 2391			2.50	
2-4509 号線	変更前	谷中 37	291.40		2.70	2
		谷中 47			1.20	
	変更後	谷中 37	244.66		2.70	
		谷中 45-9			2.50	

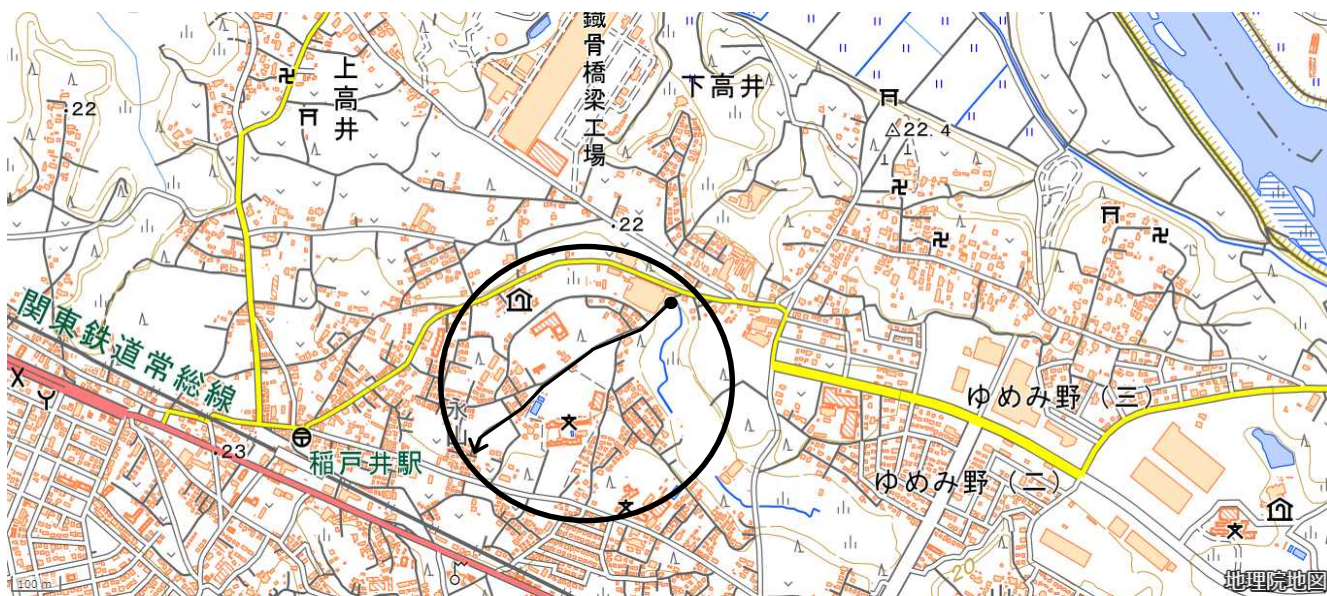
令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

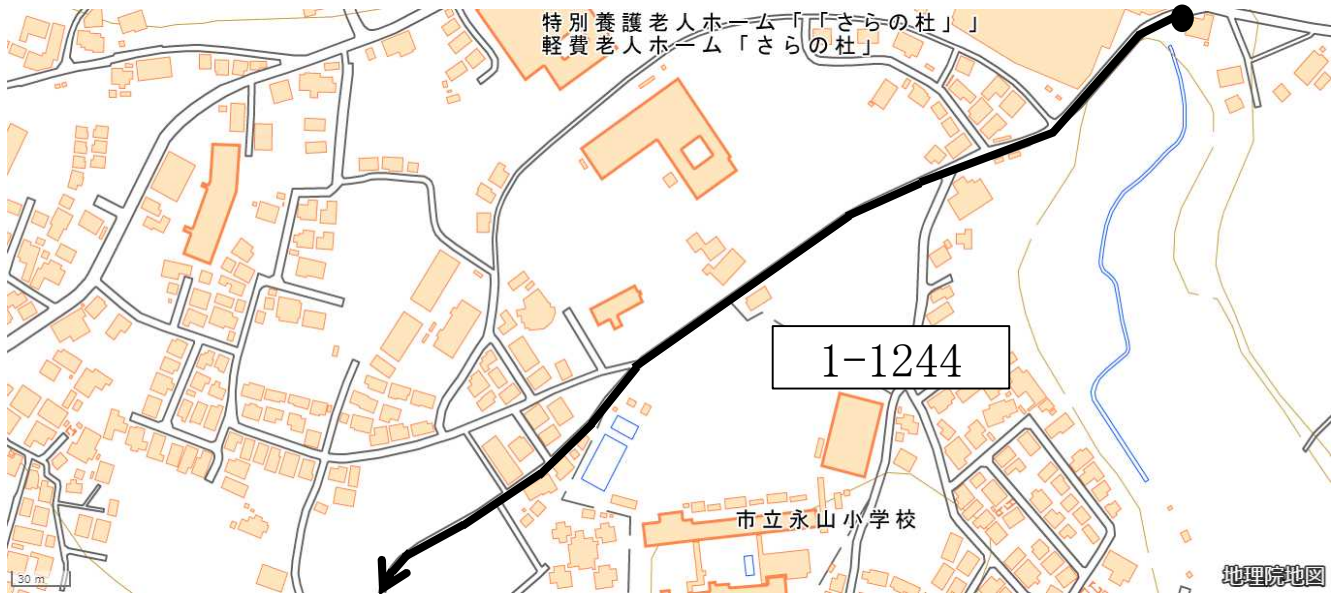
県道守谷藤代線バイパス整備工事により道路形態が変更されたもの及び一部公衆用道路としての形態がなく道路としての機能を有していないものについて、当該路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

位置図 1



出典：国土地理院

変更図 1 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1244	514.50m	2.50m～7.00m
起点 ● ・ 終点 →		

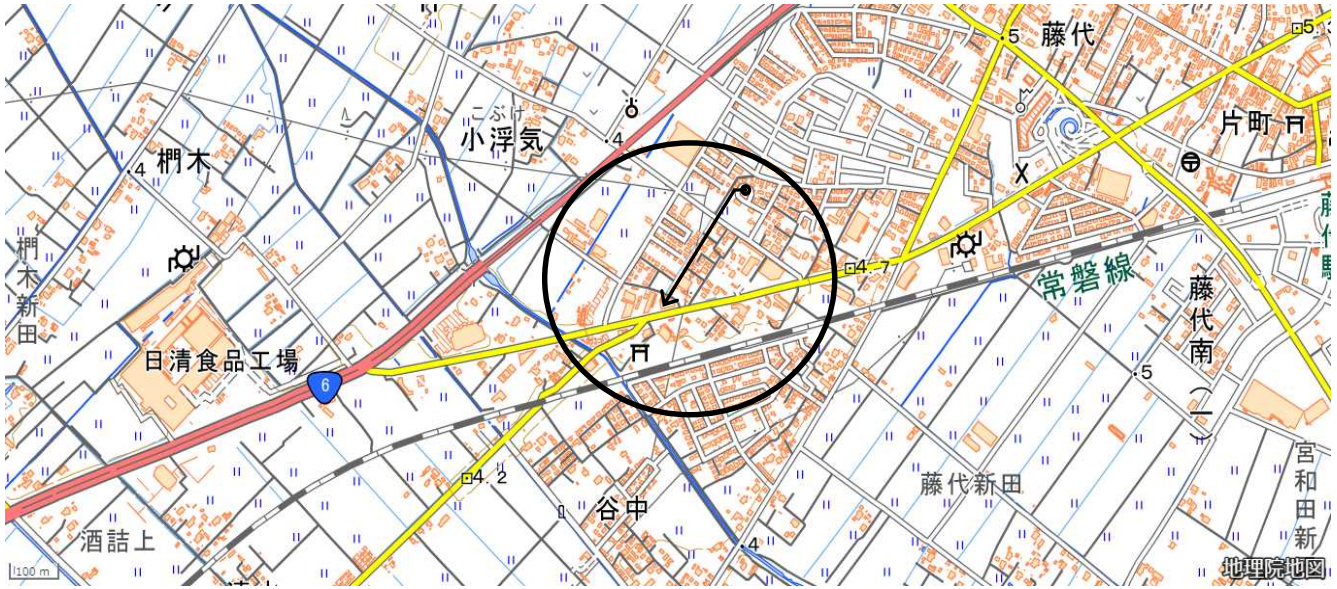
変更図 1 (変更後)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1244	526.50m	2.50m～23.35m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図 2



出典：国土地理院

変更図 2 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4509	291.40m	1.20m～2.70m
起点 ● ・ 終点 →		

変更図 2 (変更後)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4509	244.66m	2.50m~2.70m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第69号

国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

水戸地方裁判所令和2年（ワ）第389号国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 当事者 原告 ○○○○
被告 取手市

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、原告に対して原告と養父母からの仕送りが実際に行われたかどうか、及び両者の間で仕送りに関する合意があったかどうかを確認することなく、平成29年9月25日付け保護費減額処分をしたことにつき、謝罪する。
- (2) 被告は、生存権（憲法25条）及びこれを具体化する生活保護法の目的を実現するため、生活保護法、同法関係法令、実施要領等を遵守し、実施機関の職員に周知徹底するための情報共有、指導等を十分に実施するとともに、違法な収入認定による保護費の減額処分が発生することを防止するため、以下の措置を講ずることを約束する。
- ア 扶養照会を実施する前に、当該生活保護利用者ないし生活保護申請者（以下「生活保護利用者等」という。）に対して、扶養照会に関する説明をした上で、扶養照会に対する拒絶の意思の有無を確認し、生活保護利用者等が扶養照会を拒んでいる場合には、その理由について特に丁寧に聞き取りを行うことを徹底すること
- イ 新たに仕送りを収入認定する場合には、事前に仕送りの送り手と受け手双方に仕送りの意思を確認した上で、実際に生活保護利用者等が仕送りを受領したことを確認し、その確認ができた場合にのみ当該仕送りの収入認定をすること
- (3) 被告は、原告に対し、解決金10万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告は、前号の金員を、令和4年12月末日限り、原告代理人の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (5) 原告はその余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市を被告とする国家賠償請求事件について、水戸地方裁判所から和解条項案が示されたことから、当該和解条項案の内容で原告と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考資料 国家賠償請求事件に係るこれまでの経過

令和2年9月14日 訴訟提起

水戸地方裁判所 令和2年(ワ)第389号 国家賠償請求事件

原告：〇〇〇〇〇

被告：取手市

概要：生活保護費の減額処分により精神的苦痛を受けたとして慰謝料等の支払を求めたもの

訴状記載の請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金23万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

令和3年2月12日から令和4年10月18日まで 口頭弁論及び弁論準備手続
(延べ11回)

議案第70号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により，令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することについて，同法第290条の規定に基づき，議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

本市が加入している龍ヶ崎地方衛生組合が，構成市町村による協議の結果，龍ヶ崎地方塵芥処理組合とともに解散し，令和5年4月1日付けで稲敷地方広域市町村圏事務組合に統合・複合化するため，龍ヶ崎地方衛生組合を解散することについて，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものです。

議案第 7 1 号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により，令和 5 年 3 月 3 1 日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することに伴い，同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて，同法第 2 9 0 条の規定に基づき，議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

本市が加入している龍ヶ崎地方衛生組合が，構成市町村による協議の結果，龍ヶ崎地方塵芥処理組合とともに解散し，令和 5 年 4 月 1 日付けで稲敷地方広域市町村圏事務組合に統合・複合化するため，龍ヶ崎地方衛生組合を解散することに伴う財産処分について，地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき，議会の議決を求めるものです。

別紙

次に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させるものとする。

1 土地 合計 32,812.11㎡

所在	登記簿面積
龍ヶ崎市板橋町安台542番1	29,745.33 ㎡
龍ヶ崎市板橋町安台542番8	6.78 ㎡
龍ヶ崎市板橋町安台557番	3,060.00 ㎡

2 建物 合計 8,192.37㎡

建物の名称	延床面積
車庫	55.00 ㎡
重油タンク	21.20 ㎡
受付棟	18.90 ㎡
計量棟	49.98 ㎡
管理棟	774.87 ㎡
218kl/日施設163kl/日設備	2,666.66 ㎡
218kl/日施設55kl/日設備	2,258.39 ㎡
218kl/日施設災害時等緊急貯留設備	1,530.50 ㎡
乾燥汚泥造粒施設	587.50 ㎡
造粒品倉庫	229.37 ㎡

3 構築物

構築物の名称	数量
計量証明設備	一式
163kl/日設備機械設備	一式
55kl/日設備機械設備	一式
災害時等緊急貯留設備機械設備	一式
乾燥汚泥造粒施設機械設備	一式

4 物品

物品の名称	数量
普通乗用車	1台
軽乗用車	1台
貨物自動車	1台
フォークリフト	2台
草刈機械	1台

備考 取得価格50万円以上のものを掲載した。

5 基金

基金の名称
財政調整基金
施設整備基金

6 上記以外の物品

議案第72号

稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，令和5年4月1日から，別紙規約に基づき取手市が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することについて，同法第290条の規定により，議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

本市が加入している龍ヶ崎地方衛生組合が，構成市町村による協議の結果，龍ヶ崎地方塵芥処理組合とともに解散し，令和5年4月1日付けで稲敷地方広域市町村圏事務組合に統合・複合化するため，本市が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することについて，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものです。

別紙

稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約

稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約（昭和48年地指令第566号）の全部を改正する。

第1章 総則

（組合の名称等）

第1条 この組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定による複合的一部事務組合とし、稲敷地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 し尿処理に関する事務	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町 美浦村
2 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利の設置及び管理に関する事務を除く。）	龍ヶ崎市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町
3 職員の共同研修に関する事務	美浦村
4 小貝川左岸、利根川左岸及び横利根川右岸の水防に関する事務	龍ヶ崎市 稲敷市 利根町 河内町
5 塵芥処理に関する事務	龍ヶ崎市 利根町 河内町

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、茨城県龍ヶ崎市板橋町436番地2に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は29人とし、関係市町村の定数は次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市 7人
- (2) 取手市 3人
- (3) 牛久市 4人
- (4) 稲敷市 3人
- (5) 阿見町 3人
- (6) 利根町 3人
- (7) 河内町 3人
- (8) 美浦村 3人

2 組合議員は、関係市町村の議会議員のうちから、当該関係市町村の議会においてそれぞれ選挙する。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会議員の任期とする。ただし、当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属する関係市町村の議会において、直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

3 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会（以下「組合議会」という。）は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選挙しなければならない。

2 前項の議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

（管理者及び副管理者）

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は、関係市町村の長の互選によって定める。

3 副管理者の定数は7人とし、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 管理者は、組合を統括しこれを代表するとともに、組合の事務を管理し執行する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。

6 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期とする。ただし、当該関係市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。

（会計管理者）

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、補助機関である組合職員のうちから管理者が任命する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては2年とする。ただし、組合議員のうちから選任される者にあつては、任期中に当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者（消防長を除く消防職員については消防長）がこれを任免する。

2 職員の定数その他については、組合の条例で定める。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料、使用料その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金に係る分賦の割合は、組合議会の議決により定める。

3 第1項の分担金の額は、組合議会の議決によって定め、関係市町村がそれぞれ負担するものとする。

4 前2項の規定による分担金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

第5章 補則

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者がこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 この組合は、令和5年3月31日をもって解散する龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の際、現にこの規約による改正前の稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約（以下「改正前の規約」という。）第5条の規定による議員である者は、この規約による改正後の稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約（以下「改正後の規約」という。）第5条の規定に基づく組合議員とみなす。この場合において、当該組合議員

の数が同条第1項各号に規定する定数を超えることとなる関係市町村（改正前の規約第2条の関係市町村をいう。）ごとの定数は，当該関係市町村の議会において改正後の規約第5条第2項の規定による選挙が行われるまでの間はなお従前の例によるものとし，同条第1項の組合議員の定数は，同項の規定にかかわらず，29人に当該超えることとなる関係市町村ごとの数を合計した数を加えた数とする。

- 4 改正後の規約第6条第1項の規定は，前項の組合議員の任期について準用する。
- 5 改正後の規約第5条第2項の規定は，この規約の施行の際，第3項の規定により組合議員とみなされる数が改正後の規約第5条第1項各号に規定する定数に満たない関係市町村（改正後の規約第2条の関係市町村をいう。）に係る当該定数に満たない組合議員の選挙について準用する。
- 6 改正後の規約第6条第1項の規定は，前項の規定により選出された組合議員の任期について準用する。
- 7 この規約の施行の際，現に改正前の規約第7条の規定による管理者及び副管理者である者は，改正後の規約第8条の規定に基づく管理者及び副管理者とみなし，同条第6項の規定は，その任期について準用する。
- 8 この規約の施行の際，現に改正前の規約第10条の規定による監査委員である者は，改正後の規約第10条の規定に基づく監査委員とみなし，その任期は，同条第3項本文の規定にかかわらず，この規約の施行の日における改正前の規約による監査委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。この場合において，同項ただし書の規定は，組合議員のうちから選任された監査委員について準用する。

議案第73号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,891,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,232,067	194,793	8,426,860
	1 国庫負担金	5,578,156	191,750	5,769,906
	2 国庫補助金	2,578,211	2,843	2,581,054
	3 国庫委託金	75,700	200	75,900
16 県支出金		2,717,646	52,388	2,770,034
	1 県負担金	1,804,816	40,750	1,845,566
	2 県補助金	691,123	11,622	702,745
	3 県委託金	221,707	16	221,723
18 寄附金		1,002,766	△2,484	1,000,282
	1 寄附金	1,002,766	△2,484	1,000,282
19 繰入金		2,123,089	286,337	2,409,426
	2 基金繰入金	2,026,904	286,337	2,313,241
21 諸収入		1,615,766	1,584	1,617,350
	4 受託事業収入	52,272	845	53,117
	6 雑収入	1,447,491	739	1,448,230
22 市債		1,746,231	15,900	1,762,131
	1 市債	1,746,231	15,900	1,762,131
歳入合計		44,342,709	548,518	44,891,227

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		263,487	550	264,037
	1 議 会 費	263,487	550	264,037
2 総 務 費		7,398,100	64,995	7,463,095
	1 総 務 管 理 費	6,523,759	58,063	6,581,822
	2 徴 税 費	436,797	1,800	438,597
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,237	3,416	274,653
	4 選 挙 費	119,649	600	120,249
	5 統 計 調 査 費	18,602	16	18,618
	6 監 査 委 員 費	28,056	1,100	29,156
3 民 生 費		16,730,136	332,531	17,062,667
	1 社 会 福 祉 費	8,014,972	173,521	8,188,493
	2 児 童 福 祉 費	6,483,638	13,410	6,497,048
	3 生 活 保 護 費	2,231,253	145,600	2,376,853
4 衛 生 費		2,593,179	△11,162	2,582,017
	1 保 健 衛 生 費	1,981,600	△12,862	1,968,738
	2 清 掃 費	610,187	1,700	611,887
5 農 林 水 産 業 費		333,436	22,594	356,030
	1 農 業 費	333,436	22,594	356,030
6 商 工 費		1,854,648	13,231	1,867,879
	1 商 工 費	1,854,648	13,231	1,867,879
7 土 木 費		4,973,009	47,862	5,020,871
	1 土 木 管 理 費	137,118	565	137,683

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	1,075,695	30,884	1,106,579
	3 都市計画費	3,681,512	16,613	3,698,125
	4 住宅費	78,684	△200	78,484
8 消費		1,876,711	△938	1,875,773
	1 消費	1,876,711	△938	1,875,773
9 教育費		3,942,274	73,555	4,015,829
	1 教育総務費	878,851	△2,822	876,029
	2 小学校費	909,812	37,946	947,758
	3 中学校費	480,138	13,455	493,593
	4 幼稚園費	41,164	200	41,364
	5 社会教育費	1,085,599	18,093	1,103,692
	6 保健体育費	546,710	6,683	553,393
11 公債費		4,327,714	5,300	4,333,014
	1 公債費	4,327,714	5,300	4,333,014
歳出合計		44,342,709	548,518	44,891,227

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和 4 年度その 3)	令和 4 年度から令和 1 3 年度まで	7, 000
事務用機器使用料 (令和 4 年度その 4)	令和 4 年度から令和 9 年度まで	4, 720
議会会議録作成支援システム保守点検業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	1, 060
議会会議録検索システム使用料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	610
広報印刷業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	9, 480
ふるさと取手応援寄附郵便料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	郵便申請された寄附金税額 控除に係る申告特例申請書 1 通当たりの単価に取扱 件数を乗じて得た額
取手庁舎管理業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	24, 350
取手庁舎夜間警備業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	7, 080
市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	16, 500
市バス等運転業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	1, 850
藤代庁舎管理業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	5, 940

事 項	期 間	限 度 額
藤代庁舎夜間警備業務委託	令和4年度から令和5年度まで	6,270
藤代庁舎清掃管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	5,870
サイクルステーションとりで管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	44,460
市税収納業務取扱手数料	令和4年度から令和5年度まで	市税収納業務取扱に係る 収納1件当たりの単価に 収納件数を乗じて得た額に 基本料金を加えた額
戸籍総合システム使用料（戸籍事務内連携分）	令和4年度から令和6年度まで	7,910
市長及び市議会議員補欠選挙同時選挙経費	令和4年度から令和5年度まで	17,930
保育所（永山・白山・中央）給食調理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	99,660
戸頭子育て支援センター清掃業務委託	令和4年度から令和5年度まで	640
妊産婦・子育て女性の運動教室運営業務委託	令和4年度から令和5年度まで	1,130
取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託	令和4年度から令和5年度まで	5,940
取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・ 歩行者デッキ清掃業務委託	令和4年度から令和5年度まで	12,100
藤代駅自由通路等清掃業務委託	令和4年度から令和5年度まで	1,290
分庁舎清掃管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	570

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス運行事業	令和4年度から令和9年度まで	コミュニティバス運行に係る協定等に基づく運行経費補償金
北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	令和4年度から令和5年度まで	3,650
防火衣リース料（令和4年度）	令和4年度から令和11年度まで	7,030
消防庁舎清掃管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	1,800
I C T活用教育支援スタッフ業務委託	令和4年度から令和5年度まで	28,040
小中学校基本ソフトウェア使用料	令和4年度から令和5年度まで	5,160
指導者用タブレットパソコン使用料	令和4年度から令和10年度まで	124,950
英語指導助手業務委託	令和4年度から令和6年度まで	133,060
小学校（取手小・寺原小・戸頭小）給食調理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	123,310
小学校（白山小）給食調理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	17,510
中学校（取手二中）給食調理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	38,970
取手音楽の日事業	令和4年度から令和5年度まで	3,200
図書館（取手・ふじしろ）清掃管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	6,390
藤代スポーツセンター自動券売機リース料	令和4年度から令和12年度まで	8,110

事 項	期 間	限 度 額
藤代スポーツセンター施設管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	3,430
藤代スポーツセンター屋外施設管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	5,150
藤代スポーツセンター庭園管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	8,110
藤代スポーツセンター総合体育館設備保守・ 清掃業務委託	令和4年度から令和5年度まで	9,740
藤代武道場受付管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	5,220
学校給食センター賄材料費（令和5年4月分）	令和4年度から令和5年度まで	10,460

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 関 連 事 業 (地 盤 沈 下 対 策 分)	900	普 通 貸 借	3 . 0 % 以 内	3 0 年 以 内	1, 000	普 通 貸 借	3 . 0 % 以 内	3 0 年 以 内
市 道 整 備 事 業	201, 900	又 は 証 券 発 行	(但 し , 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て , 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は , 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 , 銀 行 , そ の 他 融 資 条 件 に よ る 。 た だ し , 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し , 又 は 繰 上 償 還 若 し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る 。	217, 700	又 は 証 券 発 行	(但 し , 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て , 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は , 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 , 銀 行 , そ の 他 融 資 条 件 に よ る 。 た だ し , 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し , 又 は 繰 上 償 還 若 し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る 。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金	8,232,067	194,793	8,426,860
16 県 支 出 金	2,717,646	52,388	2,770,034
18 寄 附 金	1,002,766	△2,484	1,000,282
19 繰 入 金	2,123,089	286,337	2,409,426
21 諸 収 入	1,615,766	1,584	1,617,350
22 市 債	1,746,231	15,900	1,762,131
歳 入 合 計	44,342,709	548,518	44,891,227

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	263,487	550	264,037				550
2 総 務 費	7,398,100	64,995	7,463,095	1,132		△2,304	66,167
3 民 生 費	16,730,136	332,531	17,062,667	238,133		2,591	91,807
4 衛 生 費	2,593,179	△11,162	2,582,017	500			△11,662
5 農 林 水 産 業 費	333,436	22,594	356,030	1,232	100		21,262
6 商 工 費	1,854,648	13,231	1,867,879	5,984			7,247
7 土 木 費	4,973,009	47,862	5,020,871		15,800	7,083	24,979
8 消 防 費	1,876,711	△938	1,875,773				△938
9 教 育 費	3,942,274	73,555	4,015,829	200		6,595	66,760
11 公 債 費	4,327,714	5,300	4,333,014				5,300
歳 出 合 計	44,342,709	548,518	44,891,227	247,181	15,900	13,965	271,472

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	5,115,168	191,750	5,306,918	1 社会福祉費負担金	71,500	・ 自立支援給付費負担金 71,500 増
				4 児童福祉費負担金	10,000	・ 障害児入所給付費等負担金 10,000 増
				5 生活保護費負担金	110,250	・ 生活保護費負担金 110,250 増
計	5,578,156	191,750	5,769,906			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,015,726	1,116	1,016,842	1 総務費補助金	1,116	・ 個人番号カード交付事務費補助金 1,116 増
2 民生費国庫補助金	888,687	1,227	889,914	1 社会福祉費補助金	208	・ 地域生活支援事業補助金 208 増
				2 児童福祉費補助金	1,019	・ 子ども・子育て支援交付金 1,019 増
3 衛生費国庫補助金	362,657	500	363,157	3 母子衛生費補助金	500	・ 産後ケア事業感染拡大防止対策事業費補助金 500
計	2,578,211	2,843	2,581,054			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

3 教育費国庫委託金	0	200	200	2 教育研究指導費委託金	200	・ 読書活動推進事業委託金 200
計	75,700	200	75,900			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,789,907	40,750	1,830,657	1 社会福祉費負担金	35,750	・ 自立支援給付費負担金 35,750 増
				3 児童福祉費負担金	5,000	・ 障害児通所給付費等負担金 5,000 増
計	1,804,816	40,750	1,845,566			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	539,412	4,406	543,818	1 社会福祉費補助金	100	・ 地域生活支援事業補助金 100 増
				3 医療福祉費補助金	2,692	・ 医療福祉医療費（過年度） 2,692
				4 児童福祉費補助金	1,614	・ 保育対策総合支援事業費補助金 495 増 ・ 障害児福祉手当補助金 100 増 ・ 子ども・子育て支援交付金 1,019 増
4 農林水産業費県補助金	17,219	1,232	18,451	2 農業振興費補助金	1,232	・ 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 1,232 増
5 商工費県補助金	21,003	5,984	26,987	2 商工振興費補助金	5,984	・ わくわく茨城生活実現事業補助金 5,984 増

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	691,123	11,622	702,745			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	210,774	16	210,790	3 統計調査費委託金	16	・住宅・土地統計調査単位区設定	16 増
計	221,707	16	221,723				

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	1,002,704	△2,584	1,000,120	1 総務費寄附金	△2,584	・ふるさと取手応援基金寄附金	2,584 減
9 教育費寄附金	1	100	101	1 教育費寄附金	100	・教育費寄附金	100 増
計	1,002,766	△2,484	1,000,282				

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	832,060	271,362	1,103,422	1 財政調整基金繰入金	271,362	・財政調整基金繰入金	271,362 増
4 公共施設整備基金繰入金	86,451	3,560	90,011	1 公共施設整備基金繰入金	3,560	・公共施設整備基金繰入金	3,560 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	924,977	1,365	926,342	1 ふるさと取手応援基金繰入金	1,365	・ふるさと取手応援基金繰入金	1,365 増
10 森林環境譲与税基金繰入金	45	10,050	10,095	1 森林環境譲与税基金繰入金	10,050	・森林環境譲与税基金繰入金	10,050 増
計	2,026,904	286,337	2,313,241				

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	47,783	845	48,628	2 後期高齢者健診事業受託収入	845	・後期高齢者健診事業受託収入	845 増
計	52,272	845	53,117				

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	996,576	739	997,315	5 民生費雑入	266	・後期高齢者医療制度特別対策補助金	266 増
				9 土木費雑入	473	・道路災害賠償責任保険金	275
						・こども発達センター光熱水費等使用料	198 増

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,447,491	739	1,448,230			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 農林水産業債	13,000	100	13,100	1 災害関連事業債	100	・災害関連事業債 (地盤沈下対策分)	100 増
3 土木債	359,700	15,800	375,500	1 市道整備事業債	15,800	・市道整備事業債	15,800 増
計	1,746,231	15,900	1,762,131				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	550 (263,487) (264,037)				550			
					550	3 職員手当等	550	
							10 議員報酬等に要する経費	550 増
							職員手当等 ・ 制度改正による調整	(550 増) 550 増
項 計	550 (263,487) (264,037)				550			
款 計	550 (263,487) (264,037)				550			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般 管理費	41,050 (1,546,561) (1,587,611)			△2,584 寄附金	43,634				
					50	2 給 料	37,820	1 特別職人件費	50 増
						3 職員手当等	7,850	職員手当等 ・ 制度改正による調整	(50 増) 50 増
						4 共 済 費	△4,620		
					41,000			2 一般職人件費	41,000 増
								給料	(37,820 増) 37,820 増
								・ 給与改定及び現員現給の調整	
								職員手当等	(7,800 増) 7,800 増
								・ 給与改定及び現員現給の調整	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
1 一般管理費				△2,584	2,584		共済費 (4,620 減) ・ 制度改正及び現員現給の調整 4,620 減 6 秘書事務に要する経費 財源充当の変更	
6 財産管理費	15,871 (359,050) (374,921)			280 繰入金	15,591			
					10,872	10 需用費	15,457	20 庁舎の管理に要する経費 10,872 増
						5 光熱水費	15,457	需用費 (10,872 増) 光熱水費 10,872 増
				280	134	12 委託料	414	22 市有財産管理に要する経費 414 増
								委託料 (414 増) ・ 樹木病虫害被害対応業務委託料 414
					4,585	23 藤代庁舎の管理に要する経費		4,585 増
								需用費 (4,585 増) 光熱水費 4,585 増
9 交通安全対策費	1,142 (91,551) (92,693)				1,142			
					400	2 給料	300	2 一般職人件費 400 増
						3 職員手当等	100	
						14 工事請負費	742	給料 (300 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 300 増 職員手当等 (100 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 100 増

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
9 交通安全対策費					742		20 交通安全の施設整備に要する経費 742 増
							工事請負費 (742 増) ・ 道路区画線設置工事 742 増
項 計	58,063 (6,523,759) (6,581,822)			△2,304	60,367		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	1,800 (303,478) (305,278)				1,800			
					△300	2 給料	△3,500	2 一般職人件費 300 減
						3 職員手当等	2,900	
						4 共済費	300	給料 (3,500 減) ・ 給与改定及び現員現給の調整 3,500 減
						22 償還金, 利子及び割引料	2,100	職員手当等 (2,900 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 2,900 増
					2,100			共済費 (300 増) ・ 制度改正及び現員現給の調整 300 増
								20 市税過誤納金還付金 2,100 増
								償還金, 利子及び割引料 (2,100 増) ・ 市税過誤納還付金 2,100 増
項 計	1,800 (436,797) (438,597)				1,800			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	3,416	1,116			2,300			
	(271,167)	国庫支出金						
	(274,583)				2,300	2 給料	△2,500	2 一般職人件費
						3 職員手当等	5,700	
						10 需用費	100	給料 (2,500 減)
						1 消耗品費	100	・給与改定及び現員現給の調整
						11 役務費	116	職員手当等 (4,800 増)
						1 通信運搬費	116	・給与改定及び現員現給の調整
		1,116						22 個人番号事務に要する経費
								職員手当等 (900 増)
							時間外勤務手当 900 増	
							需用費 (100 増)	
							消耗品費 100 増	
							役務費 (116 増)	
							通信運搬費 116 増	
項計	3,416 (271,237) (274,653)	1,116			2,300			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
1 選挙管理 委員会費	600 (19,994) (20,594)				600				
					600	2 給 料	300	2 一般職人件費	600 増
						3 職員手当等	300	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(300 増) 300 増 (300 増) 300 増
項 計	600 (119,649) (120,249)				600				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 統計調査 総務費	0 (16,086) (16,086)						
					2 給料	△400	2 一般職人件費
					3 職員手当等	400	給料 (400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減 職員手当等 (400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400
2 諸統計 調査費	16 (2,516) (2,532)	16 県支出金					
		16			1 報酬	16	37 住宅・土地統計調査単位区設定に要する経費 16 増
							報酬 (16 増) ・調査員報酬 16 増
項計	16 (18,602) (18,618)	16					

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 監査委員費	1,100 (28,056) (29,156)				1,100				
					1,100	3 職員手当等	700	2 一般職人件費	1,100 増
						4 共済費	400	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(700 増) 700 増
								共済費 ・制度改正及び現員現給の調整	(400 増) 400 増
項計	1,100 (28,056) (29,156)				1,100				
款計	64,995 (7,398,100) (7,463,095)	1,132		△2,304	66,167				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	2,767 (1,920,021) (1,922,788)			330 繰入金	2,437				
					2,400	2 給料	△3,000	2 一般職人件費	2,400 増
						3 職員手当等	4,300	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(3,000 減) 3,000 減
						4 共済費	1,100		
						17 備品購入費	367		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉 総務費				330	37		職員手当等 (4,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,300 増 共済費 (1,100 増) ・制度改正及び現員現給の調整 1,100 増 42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 367 増 備品購入費 (367) ・ウェルネスプラザ用備品 367
2 障害者 福祉費	145,881 (2,124,687) (2,270,568)	71,708 国庫支出金 35,850 県支出金			38,323		
				1,650		11 役務費 146	5 障害福祉事務に要する経費 1,650 増
						4 手数料 146	
						12 委託料 2,368	委託料 (1,650 増) ・訴訟代理委託料 1,650
						19 扶助費 143,367	
		107,558			36,306		33 自立支援に要する経費 143,864 増
		107,250			35,896		(1) 介護給付費等に関する経費 143,146 増
							役務費 (146 増) 手数料 146 増 扶助費 (143,000 増) ・自立支援給付費 143,000 増
		308			410		(4) 地域生活支援事業に関する経費 718 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 障害者福祉費							委託料 (718 増) ・意思疎通支援事業委託料 718 増
							37 障害者生活支援に要する経費 367 増
							(3) 障害者移動支援事業に関する経費 367 増
							扶助費 (367 増) ・移送サービス等利用料助成 367 増
3 老人福祉費	24,873 (3,331,925) (3,356,798)			1,111 諸収入	23,762		
					40	19 扶助費 40	22 高齢者生活支援に要する経費 40 増
					40	27 繰出金 24,833	(5) ステッキカー購入助成に関する経費 40 増
							扶助費 (40 増) ・ステッキカー購入助成金 40 増
					23,364	48 介護保険特別会計繰出金	23,364 増
							繰出金 (23,364 増) ・介護保険特別会計繰出金 23,364 増
				1,111	358	72 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,469 増
							繰出金 (1,469 増) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,469 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
5 医療福祉費	0 (637,686) (637,686)	2,692 県支出金 2,692			△2,692 △2,692		6 医療福祉費助成に要する経費 財源充当の変更	
項計	173,521 (8,014,972) (8,188,493)	110,250		1,441	61,830			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	△3,900 (928,825) (924,925)				△3,900 △3,900	2 給料 3 職員手当等	△3,000 △900	2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	3,900 減 (3,000 減) 3,000 減 (900 減) 900 減
2 児童措置費	20,469 (1,864,359) (1,884,828)	10,000 国庫支出金 5,100 県支出金 100			5,369 235	11 役務費 4 手数料 19 扶助費	134 134 20,335	27 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 扶助費 ・在宅障害児福祉手当	335 増 (335 増) 335 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源		一般財源	区分	金額				
		国県支出金	地方債					その他		
2 児童措置費		15,000			5,134		29 障害児通所給付費に要する経費	20,134 増		
							役務費 (134 増) 手数料 134 増 扶助費 (20,000 増) ・障害児通所給付費 20,000 増			
3 児童入所費	3,345 (2,419,687) (2,423,032)	895 国庫支出金			1,060	18 負担金, 補助及び 交付金	22 民間保育園運営に要する経費	3,345 増		
		1,390 県支出金			1,060				負担金, 補助及び交付金 (3,345 増) ・保育体制強化事業補助金 660 増 ・民間保育園一時預かり事業補助金 2,685 増	
4 保育所費	△6,504 (1,265,192) (1,258,688)	124 国庫支出金		1,150 繰入金	△7,902	2 給料	2 一般職人件費	18,000 減		
		124 県支出金			△18,000				3 職員手当等	△1,300
									4 共済費	△2,700
									10 需用費	10,211
									5 光熱水費	10,211
					14 工事請負費	1,285	給料 (14,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 14,000 減 職員手当等 (1,300 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,300 減 共済費 (2,700 減) ・制度改正及び現員現給の調整 2,700 減			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 保育所費					9,837		20 保育所の管理運営に要する経費 9,837 増	
							需用費 (9,837 増) 光熱水費 9,837 増	
				1,150	135		21 保育所の施設整備に要する経費 1,285 増	
							工事請負費 (1,285 増) ・白山保育所高圧気中開閉器改修工事 1,285	
		34			18		22 子育て支援に要する経費 52 増	
							需用費 (52 増) 光熱水費 52 増	
		214			108		23 一時的保育事業に要する経費 322 増	
							需用費 (322 増) 光熱水費 322 増	
項計	13,410 (6,483,638) (6,497,048)	17,633		1,150	△5,373			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	△1,400 (120,253) (118,853)				△1,400			
					△1,500	2 給料	△1,300	2 一般職人件費 1,500 減
						3 職員手当等	△200	

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護 総務費					21 補償, 補填 及び賠償金	100	給料 (1,300 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,300 減 職員手当等 (200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 200 減 5 生活保護事務に要する経費 100 増 補償, 補填及び賠償金 (100) ・訴訟に伴う解決金 100
2 扶助費	147,000 (2,111,000) (2,258,000)	110,250 国庫支出金 110,250			19 扶助費	147,000	20 生活保護に要する経費 147,000 増 扶助費 (147,000 増) ・生活扶助 55,500 増 ・住宅扶助 13,000 増 ・医療扶助 78,500 増
項計	145,600 (2,231,253) (2,376,853)	110,250					
款計	332,531 (16,730,136) (17,062,667)	238,133		2,591		91,807	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	△14,600 (526,151) (511,551)				△14,600			
					△14,600	2 給料	△12,400	2 一般職人件費 14,600 減
						3 職員手当等	△500	給料 (12,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 12,400 減 職員手当等 (500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 500 減 共済費 (1,700 減) ・制度改正及び現員現給の調整 1,700 減
						4 共済費	△1,700	
3 母子 衛生費	1,000 (110,558) (111,558)	500			500			
		国庫支出金						
		500			500	10 需用費	1,000	5 母子衛生事務に要する経費 1,000 増
		500			500	1 消耗品費	1,000	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,000 増
							需用費 (1,000 増) 消耗品費 1,000 増	
5 保健セン ター費	738 (6,518) (7,256)				738			
					738	10 需用費	738	20 保健センター管理運営に要する経費 738 増
						5 光熱水費	738	需用費 (738 増) 光熱水費 738 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△12,862 (1,981,600) (1,968,738)	500			△13,362			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃 総務費	1,700 (58,872) (60,572)				1,700			
					1,700	3 職員手当等	1,500	2 一般職人件費 1,700 増
						4 共済費	200	職員手当等 (1,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 増 共済費 (200 増) ・制度改正及び現員現給の調整 200 増
項計	1,700 (610,187) (611,887)				1,700			
款計	△11,162 (2,593,179) (2,582,017)	500			△11,662			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業 委員会費	1,300 (57,460) (58,760)				1,300			
					1,300	3 職員手当等	1,200	2 一般職人件費 1,300 増
						4 共済費	100	職員手当等 (1,200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,200 増

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費							共済費 (100 増) ・ 制度改正及び現員現給の調整 100 増	
2 農業総務費	700 (53,899) (54,599)				700			
					700	3 職員手当等 300 4 共済費 400	2 一般職人件費 700 増 職員手当等 (300 増) ・ 給与改定及び現員現給の調整 300 増 共済費 (400 増) ・ 制度改正及び現員現給の調整 400 増	
3 農業振興費	20,432 (174,195) (194,627)	1,232 県支出金			19,200			
		1,232			19,200	18 負担金, 補助及び交付金 20,432	44 水田農業構造改革対策に要する経費 20,432 増 負担金, 補助及び交付金 (20,432 増) ・ 水田農業転作等実施補助金 19,200 増 ・ 県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 1,232 増	
4 農地費	162 (47,882) (48,044)		100		62			
			100		62	18 負担金, 補助及び交付金 162	20 土地改良事業に要する経費 162 増 負担金, 補助及び交付金 (162 増) ・ 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金 162 増	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
項計	22,594 (333,436) (356,030)	1,232	100		21,262		
款計	22,594 (333,436) (356,030)	1,232	100		21,262		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工 総務費	4,200 (120,716) (124,916)				4,200				
					4,200	2 給料	△1,500	2 一般職人件費	4,200 増
						3 職員手当等	4,300		
						4 共済費	1,400	給料	(1,500 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	1,500 減
								職員手当等	(4,300 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	4,300 増
								共済費	(1,400 増)
								・制度改正及び現員現給の調整	1,400 増
2 商工 振興費	7,979 (1,653,700) (1,661,679)	5,984 県支出金			1,995				
		5,984			1,995	10 需用費	79	32 わくわく取手生活実現事業に要する経費	7,979 増
						1 消耗品費	79		
						18 負担金, 補助及び交付金	7,900	需用費	(79 増)
								消耗品費	79 増
								負担金, 補助及び交付金	(7,900 増)
								・わくわく取手生活実現事業補助金	7,900 増

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 土木 総務費							・訴訟代理委託料 165	
項計	565 (137,118) (137,683)			165	400			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路 橋りょう 総務費	△2,600 (147,756) (145,156)				△2,600				
					△2,600	2 給料	△3,000	2 一般職人件費	2,600 減
						3 職員手当等	400	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(3,000 減) 3,000 減 (400 増) 400 増
2 道路 維持費	15,849 (589,167) (605,016)				15,849				
					480	10 需用費	1,602	5 道路維持補修事務に要する経費	480 増
						5 光熱水費	480	需用費 光熱水費	(480 増) 480 増
						6 修繕料	1,122		
						12 委託料	10,514	20 道路維持補修に要する経費	15,369 増
			15,369	15 原材料費	3,733				
								需用費 修繕料 委託料	(1,122 増) 1,122 増 (10,514 増)

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費							<ul style="list-style-type: none"> ・道路清掃委託料 10,514 増 原材料費 (3,733 増) ・道路舗装及び補修材料 3,733 増 	
3 道路改良費	17,635 (338,772) (356,407)		15,800		1,835	21 補償, 補填及び賠償金	17,635	20 道路改良に要する経費 17,635 増
			15,800		1,835			(40) 井野台四丁目 (市道3276号線他) 17,635 増
			15,800		1,835			補償, 補填及び賠償金 (17,635 増)
								<ul style="list-style-type: none"> ・市道改良工事に伴う物件移転補償費 17,595 増 ・市道改良工事に伴う通常損失補償費 40 増
項計	30,884 (1,075,695) (1,106,579)		15,800		15,084			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	6,250 (658,663) (664,913)			198	6,052				
				諸収入					
					5,100	3 職員手当等	3,500	2 一般職人件費	5,100 増
						4 共済費	1,600	職員手当等 (3,500 増)	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定及び現員現給の調整 3,500 増
				10 需用費	1,150	共済費 (1,600 増)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正及び現員現給の調整 1,600 増 		
					5 光熱水費	1,150			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費				198	952		7 分庁舎の管理に要する経費 1,150 増	
							需用費 (1,150 増) 光熱水費 1,150 増	
5 街路 事業費	300				300			
	(79,128)					3 職員手当等 200	2 一般職人件費 300 増	
	(79,428)					4 共済費 100	職員手当等 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増 共済費 (100 増) ・制度改正及び現員現給の調整 100 増	
8 公園 緑地費	9,613			6,720	2,893			
	(319,572)			繰入金				
	(329,185)			2,190	945	12 委託料 9,613	21 緑地等管理に要する経費 3,135 増	
				4,530	1,948		委託料 (3,135 増) ・樹木病虫害被害対応業務委託料 3,135	
						27 公園維持管理に要する経費 6,478 増	委託料 (6,478 増) ・樹木病虫害被害対応業務委託料 6,478	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
9 西口都市 整備 事業費	450 (714,847) (715,297)				450			
					450	27 繰出金	450	
							20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 450 増	
							繰出金 (450 増) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 450 増	
項計	16,613 (3,681,512) (3,698,125)			6,918	9,695			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	△200 (78,684) (78,484)				△200		
					△200	2 給料	200
						3 職員手当等	△400
							2 一般職人件費 200 減
							給料 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増
							職員手当等 (400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減
項計	△200 (78,684) (78,484)				△200		
款計	47,862 (4,973,009) (5,020,871)		15,800	7,083	24,979		

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 常備 消防費	△938 (1,633,756) (1,632,818)				△938				
					△10,500	2 給料	△12,000	2 一般職人件費	10,500 減
						3 職員手当等	1,500		
						10 需用費	9,562	給料	(12,000 減)
						1 消耗品費	3,726	・給与改定及び現員現給の調整	12,000 減
						5 光熱水費	5,836	職員手当等	(1,500 増)
					3,726			・給与改定及び現員現給の調整	1,500 増
								21 職員の福利厚生に要する経費	3,726 増
								需用費	(3,726 増)
								消耗品費	3,726 増
					5,836			22 消防庁舎の管理運営に要する経費	5,836 増
								需用費	(5,836 増)
								光熱水費	5,836 増
項計	△938 (1,876,711) (1,875,773)				△938				
款計	△938 (1,876,711) (1,875,773)				△938				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	△2,935 (614,645) (611,710)			165 繰入金	△3,100			
					△3,100	2 給料	△2,900	2 一般職人件費 3,100 減
						3 職員手当等	△200	
						18 負担金, 補助及び 交付金	165	給料 (2,900 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,900 減 職員手当等 (200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 200 減
			165				5 総務事務に要する経費 165 増	
							負担金, 補助及び交付金 (165 増) ・学校記念誌作成補助金 165	
4 教育研究 指導費	113 (247,101) (247,214)	200		100 寄附金	△187			
		国庫支出金				13 17 備品購入費	113	5 教育振興に要する経費 113 増
				100				備品購入費 (113 増) ・デジタルカメラ 113
								45 学力向上推進事業に要する経費
		200			△200		財源充当の変更	
項計	△2,822 (878,851) (876,029)	200		265	△3,287			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 学校 管理費	37,746 (358,823) (396,569)				37,746 △2,350	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 10 需用費 5 光熱水費	6,185 △1,600 △750 33,911 33,911	2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 20 小学校管理に要する経費	2,350 減 (1,600 減) 1,600 減 (750 減) 750 減 40,096 増
				40,096				報酬 ・教育補助員報酬 需用費 光熱水費	(6,185 増) 6,185 増 (33,911 増) 33,911 増
4 学校 給食費	200 (375,811) (376,011)				200 200	3 職員手当等	200	2 一般職人件費 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	200 増 (200 増) 200 増
項計	37,946 (909,812) (947,758)				37,946				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
1 学校 管理費	13,455				13,455			
	(158,294)							
	(171,749)							
					△6,000	2 給料	△3,800	2 一般職人件費 6,000 減
						3 職員手当等	△1,200	給料 (3,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 3,800 減 職員手当等 (1,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,200 減 共済費 (1,000 減) ・制度改正及び現員現給の調整 1,000 減
						4 共済費	△1,000	
					10 需用費	19,455		
					5 光熱水費	19,455		
					19,455		20 中学校管理に要する経費 19,455 増	
							需用費 (19,455 増) 光熱水費 19,455 増	
項計	13,455 (480,138) (493,593)				13,455			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園 管理費	200				200			
	(41,164)							
	(41,364)							
					200	2 給料	200	2 一般職人件費 200 増
								給料 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	200 (41,164) (41,364)				200			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	2,868 (722,358) (725,226)			870	1,998					
				繰入金						
						1,900	2 給料	△2,500	2 一般職人件費	1,900 増
							3 職員手当等	1,700	給料 (2,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 (1,700 増) ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 (2,700 増) ・制度改正及び現員現給の調整 2,700 増	
							4 共済費	2,700		
					12 委託料	968	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費	968 増		
			870	98			委託料 (968 増) ・取手市民のうた周知イベント実施業務委託料 968			
2 公民館費	9,882 (114,079) (123,961)			1,510	8,372					
				繰入金						
						8,202	10 需用費	8,202	5 公民館事務に要する経費	8,202 増
					5 光熱水費	8,202	需用費 (8,202 増) 光熱水費 8,202 増			
					12 委託料	1,680				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費				1,510	170		23 公民館施設整備に要する経費 1,680 増	
							委託料 (1,680) ・戸頭公民館空調設備改修工事実施設計業務委託料 1,680	
3 図書館費	3,946 (231,187) (235,133)			900 繰入金	3,046			
				900	3,046	10 需用費	20 図書館管理運営に要する経費 3,946 増	
						5 光熱水費	需用費 (2,940 増)	
						14 工事請負費	光熱水費 2,940 増 工事請負費 (1,006 増) ・取手図書館高圧気中開閉器改修工事 1,006	
4 文化財保護費	1,397 (17,975) (19,372)				1,397			
					1,397	12 委託料	24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,397 増	
						13 使用料及び賃借料	委託料 (990 増) ・市内遺跡調査発掘作業委託料 990 増 使用料及び賃借料 (407 増) ・市内遺跡確認緊急調査機器賃借料 407 増	
項計	18,093 (1,085,599) (1,103,692)			3,280	14,813			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費	400 (63,141) (63,541)				400				
					400	3 職員手当等	200	2 一般職人件費	400 増
						4 共済費	200		
								職員手当等 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増 共済費 (200 増) ・制度改正及び現員現給の調整 200 増	
2 体育 施設費	4,367 (227,050) (231,417)			3,050 繰入金	1,317				
				3,050	1,317	12 委託料	4,367	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する 経費	4,367 増
								委託料 (4,367 増) ・樹木病虫害被害対応業務委託料 4,367	
3 学校給食 センター 費	1,916 (256,519) (258,435)				1,916				
					△1,200	2 給料	△1,900	2 一般職人件費	1,200 減
						3 職員手当等	△100		
						4 共済費	800	給料 (1,900 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,900 減	
						10 需用費	3,116	職員手当等 (100 減) ・給与改定及び現員現給の調整 100 減	
						5 光熱水 費	2,135	共済費 (800 増) ・制度改正及び現員現給の調整 800 増	
						6 修繕料	981		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費				3,116			21 給食センター施設整備に要する経費 3,116 増 需用費 (3,116 増) 光熱水費 2,135 増 修繕料 981 増	
項 計	6,683 (546,710) (553,393)			3,050	3,633			
款 計	73,555 (3,942,274) (4,015,829)	200		6,595	66,760			

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1元 金	5,300 (4,159,841) (4,165,141)				5,300			
					5,300	22 償還金, 利子及び割引料	5,300	97 地方債元金償還金 5,300 増 償還金, 利子及び割引料 (5,300 増) ・長期債元金償還金 5,300
項 計	5,300 (4,327,714) (4,333,014)				5,300			
款 計	5,300 (4,327,714) (4,333,014)				5,300			
歳出合計	548,518 (44,342,709) (44,891,227)	247,181	15,900	13,965	271,472			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		27,100	8,243 (3.25)	3,700	39,043	6,400	45,443	
	議 員	23	114,828		34,664 (3.25)		149,492	36,750	186,242	
	その他の 特別職	1,405	84,602				84,602	712	85,314	
	計	1,431	199,430	27,100	42,907	3,700	273,137	43,862	316,999	
補正後	長 等	3		27,100	8,293 (3.30)	3,700	39,093	6,400	45,493	
	議 員	23	114,828		35,214 (3.30)		150,042	36,750	186,792	
	その他の 特別職	1,407	84,618				84,618	712	85,330	
	計	1,433	199,446	27,100	43,507	3,700	273,753	43,862	317,615	
比 較	長 等				50		50		50	
	議 員				550		550		550	
	その他の 特別職	2	16				16		16	
	計	2	16		600		616		616	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(875) 739	911,132	2,913,381	2,692,242	6,516,755	1,094,203	7,610,958	
補 正 後	(885) 739	917,317	2,882,901	2,723,892	6,524,110	1,093,883	7,617,993	
比 較	(10)	6,185	△ 30,480	31,650	7,355	△ 320	7,035	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	222,314	38,400
	補 正 後	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	239,764	38,400
	比 較	1,800	1,600	4,300	1,400	200	17,450	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	697,569	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	704,869	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	比 較	7,300	18,700	△ 20,400	△ 700			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(85) 739		2,913,381	2,629,938	5,543,319	999,901	6,543,220	
補 正 後	(85) 739		2,882,901	2,661,588	5,544,489	999,581	6,544,070	
比 較			△ 30,480	31,650	1,170	△ 320	850	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	222,314	38,400
	補 正 後	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	239,764	38,400
	比 較	1,800	1,600	4,300	1,400	200	17,450	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	642,565	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	比 較	7,300	18,700	△ 20,400	△ 700			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(790)	911,132		62,304	973,436	94,302	1,067,738	
補 正 後	(800)	917,317		62,304	979,621	94,302	1,073,923	
比 較	(10)	6,185			6,185		6,185	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	62,304						
	補 正 後	62,304						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料	△ 30,480	給与改定に伴う増減分	10,435			
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 40,915			
職員手当	31,650	制度改正に伴う増減分	34,353	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	2,278 千円 31,031 1,044
		その他の増減分	△ 2,703	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	1,800 千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	5,022 千円 △ 12,331 △ 20,400 △ 1,744

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	303,826	315,414	327,285
	平均給与月額(円)	381,580	419,691	376,452
	平均年齢(歳)	41.2	40.1	52.8
補正後	平均給料月額(円)	305,642	314,530	327,760
	平均給与月額(円)	369,042	382,847	376,012
	平均年齢(歳)	41.4	39.8	53.4

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	154,600	174,500	151,900	154,600	174,500	151,900
大学卒	185,200	205,800		185,200	205,800	

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	(1. 125) 2. 15	(1. 125) 2. 15	(2. 25) 4. 3	有	
補 正 後	(1. 125) 2. 15	(1. 175) 2. 25	(2. 3) 4. 4	有	
国 の 制 度	(1. 125) 2. 15	(1. 175) 2. 25	(2. 3) 4. 4	有	

※ () 内は, 再任用職員の支給率

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (令和4年度その3)	7,000			4-13	7,000				7,000
事務用機器使用料 (令和4年度その4)	4,720			4- 9	4,720				4,720
議会会議録作成支援システム 保守点検業務委託	1,060			4- 5	1,060				1,060
議会会議録検索システム使用料	610			4- 5	610				610
広報印刷業務委託	9,480			4- 5	9,480	58			9,422
ふるさと取手応援寄附郵便料			郵便申請された 寄附金税額控除 に係る申告特例 申請書1通当たり の単価に取扱件数 を乗じて得た額	4- 5	限度額 に同じ			全額	
取手庁舎管理業務委託	24,350			4- 5	24,350				24,350
取手庁舎夜間警備業務委託	7,080			4- 5	7,080				7,080
市役所電話交換業務委託及び 総合案内業務委託	16,500			4- 5	16,500				16,500
市バス等運転業務委託	1,850			4- 5	1,850				1,850

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
藤代庁舎管理業務委託	5,940			4- 5	5,940				5,940
藤代庁舎夜間警備業務委託	6,270			4- 5	6,270				6,270
藤代庁舎清掃管理業務委託	5,870			4- 5	5,870				5,870
サイクルステーションとりで 管理業務委託	44,460			4- 5	44,460			18,228	26,232
市税収納業務取扱手数料	市税収納業務取扱 に係る収納1件 当たりの単価に 収納件数を乗じて 得た額に基本料 金を加えた額			4- 5	限 度 額 に 同 じ				全額
戸籍総合システム使用料 （戸籍事務内連携分）	7,910			4- 6	7,910				7,910
市長及び市議会議員補欠選挙 同時選挙経費	17,930			4- 5	17,930				17,930
保育所（永山・白山・中央） 給食調理業務委託	99,660			4- 6	99,660				99,660
戸頭子育て支援センター 清掃業務委託	640			4- 5	640	421			219
妊産婦・子育て女性の運動教室 運営業務委託	1,130			4- 5	1,130			20	1,110
取手駅西口・藤代駅南口 公衆トイレ清掃業務委託	5,940			4- 5	5,940				5,940

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
取手駅東西口駅前広場・ ギャラリーロード・ 歩行者デッキ清掃業務委託	12,100			4- 5	12,100				12,100
藤代駅自由通路等清掃業務委託	1,290			4- 5	1,290				1,290
分庁舎清掃管理業務委託	570			4- 5	570				570
コミュニティバス運行事業	コミュニティバス 運行に係る協定等 に基づく運行 経費補償金			4- 9	限 度 額 に 同 じ				全額
北浦川緑地清掃及び巡視点検 業務委託	3,650			4- 5	3,650	1,825			1,825
防火衣リース料（令和4年度）	7,030			4-11	7,030				7,030
消防庁舎清掃管理業務委託	1,800			4- 5	1,800				1,800
I C T活用教育支援スタッフ 業務委託	28,040			4- 5	28,040				28,040
小中学校基本ソフトウェア 使用料	5,160			4- 5	5,160				5,160
指導者用タブレットパソコン 使用料	124,950			4-10	124,950				124,950
英語指導助手業務委託	133,060			4- 6	133,060				133,060
小学校（取手小・寺原小・ 戸頭小）給食調理業務委託	123,310			4- 6	123,310				123,310

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小学校（白山小）給食調理 業務委託	17,510			4- 5	17,510				17,510
中学校（取手二中）給食調理 業務委託	38,970			4- 6	38,970				38,970
取手音楽の日事業	3,200			4- 5	3,200				3,200
図書館（取手・ふじしろ） 清掃管理業務委託	6,390			4- 5	6,390				6,390
藤代スポーツセンター 自動券売機リース料	8,110			4-12	8,110				8,110
藤代スポーツセンター 施設管理業務委託	3,430			4- 5	3,430				3,430
藤代スポーツセンター 屋外施設管理業務委託	5,150			4- 5	5,150				5,150
藤代スポーツセンター 庭園管理業務委託	8,110			4- 5	8,110				8,110
藤代スポーツセンター総合体育館 設備保守・清掃業務委託	9,740			4- 5	9,740				9,740
藤代武道場受付管理業務委託	5,220			4- 5	5,220				5,220
学校給食センター賄材料費 （令和5年4月分）	10,460			4- 5	10,460			10,460	
合 計	825,650				825,650	2,304		28,708	794,638

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,600,925	19,164,501	2,091,300	1,887,675	19,368,126
(1) 総務債	147,156	188,592		14,052	174,540
(2) 民生債	269,526	247,572		20,416	227,156
(3) 衛生債	7,620	6,350	15,000	1,270	20,080
(4) 農林水産業債	203,112	180,533	13,200	30,705	163,028
(5) 商工債	38,272	37,394		9,078	28,316
(6) 土木債	1,916,344	1,753,530	409,200	261,847	1,900,883
(7) 消防債	506,356	488,574	114,500	74,112	528,962
(8) 教育債	2,491,080	2,422,924	547,500	240,567	2,729,857
(9) 地域再生事業債	7,940	150		150	
(10) 合併特例債	12,400,654	11,960,666	848,500	1,012,884	11,796,282
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	22,692	15,626		7,066	8,560
(12) 災害復旧債	25,136	21,052		4,085	16,967
(13) 緊急防災・減災事業債	1,038,617	917,621	5,300	176,130	746,791
(14) 全国防災事業債	83,920	79,737		4,187	75,550
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	356,300	750,100	33,200	18,946	764,354
(16) 緊急自然災害防止対策事業債		2,500	44,300		46,800
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	86,200	91,580	60,600	12,180	140,000
2. 減税補てん債	363,776	259,500		87,161	172,339
3. 臨時財政対策債	22,408,511	22,630,927	512,331	1,795,809	21,347,449
4. 減収補てん債	1,942,877	1,602,960		346,484	1,256,476
5. 調整債	191,800	185,060		10,340	174,720
6. 退職手当債	135,780	101,840		33,940	67,900
7. 災害援護資金貸付債	14,964	9,911		3,208	6,703
合計	44,658,633	43,954,699	2,603,631	4,164,617	42,393,713

議案第74号

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,629千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		714,847	450	715,297
	1 他会計繰入金	714,847	450	715,297
歳入合計		1,123,179	450	1,123,629

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		717,582	450	718,032
	3 事業費	594,955	450	595,405
歳出合計		1,123,179	450	1,123,629

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
公用車リース料 (令和4年度)	令和4年度から令和7年度まで	1,320

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	714,847	450	715,297
歳入合計	1,123,179	450	1,123,629

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	717,582	450	718,032			450	
歳出合計	1,123,179	450	1,123,629			450	

2 歳 入
 (款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	714,847	450	715,297	1 一般会計繰入金	450	・一般会計繰入金 450 増
計	714,847	450	715,297			

3 歳 出
 (款) 1 事業費 (項) 3 事業費 (単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事業費	450 (594,955) (595,405)			繰入金 450				
					10 需用費	450	75 取手駅北土地区画整理事業に要する経費	450 増
					5 光熱水費	450	需用費 光熱水費	(450 増) 450 増
項 計	450 (594,955) (595,405)			450				
款 計	450 (717,582) (718,032)			450				
歳出合計	450 (1,123,179) (1,123,629)			450				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料（令和4年度）	1,320			4-7	1,320			1,320	
合 計	1,320				1,320			1,320	

議案第75号

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,482,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		7,134,538	22,600	7,157,138
	1 県 補 助 金	7,134,538	22,600	7,157,138
歳 入 合 計		11,459,648	22,600	11,482,248

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		7,366,766	22,600	7,389,366
	2 高 額 療 養 費	874,410	22,000	896,410
	6 傷 病 手 当 諸 費	900	600	1,500
歳 出 合 計		11,459,648	22,600	11,482,248

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税収納業務取扱手数料	令和4年度から令和5年度まで	国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	7,134,538	22,600	7,157,138
歳入合計	11,459,648	22,600	11,482,248

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,366,766	22,600	7,389,366	22,600			
歳出合計	11,459,648	22,600	11,482,248	22,600			

2 歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等 交付金	7,133,100	22,600	7,155,700	1 普通交付金	22,000	・普通交付金 22,000 増
				2 特別交付金	600	・特別調整交付金分(市町村) 600 増
計	7,134,538	22,600	7,157,138			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者高額療養費	22,000 (873,000) (895,000)	22,000 県支出金 22,000				18 負担金, 補助及び交付金	22,000	75 一般被保険者高額療養費 22,000 増 負担金, 補助及び交付金 (22,000 増) ・高額療養費 22,000 増
項 計	22,000 (874,410) (896,410)	22,000						

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当諸費

1 傷病手当金	600 (900) (1,500)	600 県支出金 600				18 負担金, 補助及び交付金	600	75 傷病手当金 600 増 (2) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 600 増 負担金, 補助及び交付金 (600 増) ・傷病手当金 600 増
項 計	600 (900) (1,500)	600						
款 計	22,600 (7,366,766) (7,389,366)	22,600						
歳出合計	22,600 (11,459,648) (11,482,248)	22,600						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
国民健康保険税収納業務取扱手数料	国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額			4-5	限 度 額 に 同 じ			全 額	

議案第76号

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,390,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		1,727,721	1,469	1,729,190
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,727,721	1,469	1,729,190
5 諸 収 入		2,609	700	3,309
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,600	700	3,300
歳 入 合 計		3,388,497	2,169	3,390,666

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		221,112	1,362	222,474
	1 総 務 管 理 費	216,975	1,362	218,337
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,138,039	107	3,138,146
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,138,039	107	3,138,146
3 諸 支 出 金		28,846	700	29,546
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,600	700	3,300
歳 出 合 計		3,388,497	2,169	3,390,666

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料	令和4年度から令和5年度まで	後期高齢者医療保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,727,721	1,469	1,729,190
5 諸収入	2,609	700	3,309
歳入合計	3,388,497	2,169	3,390,666

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	221,112	1,362	222,474			1,362	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,138,039	107	3,138,146			107	
3 諸支出金	28,846	700	29,546			700	
歳出合計	3,388,497	2,169	3,390,666			2,169	

2 歳 入
 (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	131,257	212	131,469	1 事務費等繰入金	212	・事務費繰入金 212 増
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,506,861	107	1,506,968	1 保険基盤安定 対策費繰入金	107	・医療給付費負担分繰入金 107 増
3 健康増進事業 繰入金	89,603	1,150	90,753	1 健康増進事業 繰入金	1,150	・後期高齢者健診事業繰入金 1,150 増
計	1,727,721	1,469	1,729,190			

(款) 5 諸収入 (項) 2 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	2,500	700	3,200	1 保険料還付金	700	・保険料還付金 700 増
計	2,600	700	3,300			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,362 (216,975) (218,337)			1,362 繰入金				
				1,362	11 役務費	870	後期高齢者医療事務に要する経費 1,362 増	
					4 手数料	8	役務費 (8 増)	
					12 委託料	1,150	手数料 (8 増)	
					18 負担金, 補助及び交付金	204	委託料 (1,150 増) ・後期高齢者健診事業委託料 1,150 増	
							負担金, 補助及び交付金 (204 増) ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金 204 増	
項計	1,362 (216,975) (218,337)			1,362				
款計	1,362 (221,112) (222,474)			1,362				

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	107 (3,138,039) (3,138,146)			107 繰入金			
				107	18 負担金, 補助及び交付金	10775	後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 107 増
							負担金, 補助及び交付金 (107 増) ・医療給付費納付金 107 増

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	107 (3,138,039) (3,138,146)			107				
款計	107 (3,138,039) (3,138,146)			107				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料 還付金	700 (2,500) (3,200)			700 諸収入 700						
					22 償還金, 利子及び 割引料	700	75 保険料還付金			700 増
							償還金, 利子及び割引料 ・ 還付金			(700 増) 700 増
項計	700 (2,600) (3,300)			700						
款計	700 (28,846) (29,546)			700						
歳出合計	2,169 (3,388,497) (3,390,666)			2,169						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
後期高齢者医療保険料収納業務 取扱手数料	後期高齢者医療保険料 収納業務取扱に係る収納 1件当たりの単価に 収納件数を乗じて得た額			4-5	限 度 額 に 同 じ			全 額	

議案第77号

令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,075,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,703,690	35,809	1,739,499
	1 国庫負担金	1,425,314	35,730	1,461,044
	2 国庫補助金	278,376	79	278,455
4 支払基金交付金		2,206,865	49,759	2,256,624
	1 支払基金交付金	2,206,865	49,759	2,256,624
5 県支出金		1,233,590	24,087	1,257,677
	1 県負担金	1,165,984	24,038	1,190,022
	3 県補助金	67,605	49	67,654
7 繰入金		1,364,090	74,965	1,439,055
	1 一般会計繰入金	1,364,090	23,364	1,387,454
	2 基金繰入金		51,601	51,601
歳入合計		8,890,843	184,620	9,075,463

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		7,973,233	183,900	8,157,133
	1 介護サービス等諸費	7,283,700	163,500	7,447,200
	2 介護予防サービス等諸費	177,233	18,400	195,633
	5 高額医療合算介護サービス等費	34,296	2,000	36,296
3 地域支援事業費		426,211	720	426,931
	1 介護予防生活支援サービス事業費	188,317	720	189,037
歳出合計		8,890,843	184,620	9,075,463

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料収納業務取扱手数料	令和4年度から令和5年度まで	介護保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,703,690	35,809	1,739,499
4 支払基金交付金	2,206,865	49,759	2,256,624
5 県支出金	1,233,590	24,087	1,257,677
7 繰入金	1,364,090	74,965	1,439,055
歳入合計	8,890,843	184,620	9,075,463

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	7,973,233	183,900	8,157,133	59,768		124,132	
3 地域支援事業費	426,211	720	426,931	128		592	
歳出合計	8,890,843	184,620	9,075,463	59,896		124,724	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,425,314	35,730	1,461,044	1 現 年 度 分	35,730	・介護給付費負担金 35,730 増
計	1,425,314	35,730	1,461,044			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	40,068	79	40,147	1 現 年 度 分	79	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 79 増
計	278,376	79	278,455			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,152,773	49,653	2,202,426	1 現 年 度 分	49,653	・第2号被保険者保険料 49,653 増
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	54,092	106	54,198	1 現 年 度 分	106	・地域支援事業支援交付金 106 増
計	2,206,865	49,759	2,256,624			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,165,984	24,038	1,190,022	1 現 年 度 分	24,038	・介護給付費負担金 24,038 増
計	1,165,984	24,038	1,190,022			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	25,042	49	25,091	1 現 年 度 分	49	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 49 増
計	67,605	49	67,654			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	996,654	22,988	1,019,642	1 現 年 度 分	22,988	・介護給付費繰入金 22,988 増
------------	---------	--------	-----------	-----------	--------	--------------------

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援 総合事業)	26,612	376	26,988	1 現年度分	376	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 376 増
計	1,364,090	23,364	1,387,454			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備 基金繰入金	0	51,601	51,601	1 介護給付費準備 基金繰入金	51,601	・介護給付費準備基金繰入金 51,601 増
計	0	51,601	51,601			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
1 居宅介護サービス給付費	94,000 (2,799,120) (2,893,120)	18,800		38,070		18 負担金, 補助及び交付金	94,000	75 居宅介護サービス給付費に要する経費	94,000 増
		国庫支出金 11,750		繰入金 25,380				負担金, 補助及び交付金 (94,000 増)	・居宅介護サービス給付費 94,000 増
2 地域密着型介護サービス給付費	39,000 (927,000) (966,000)	7,800		15,795		18 負担金, 補助及び交付金	39,000	75 地域密着型介護サービス給付費に要する経費	39,000 増
		国庫支出金 4,875		繰入金 10,530				負担金, 補助及び交付金 (39,000 増)	・地域密着型介護サービス給付費 39,000 増
3 施設介護サービス給付費	21,000 (3,135,000) (3,156,000)	3,150		8,505		18 負担金, 補助及び交付金	21,000	75 施設介護サービス給付費に要する経費	21,000 増
		国庫支出金 3,675		繰入金 5,670				負担金, 補助及び交付金 (21,000 増)	・施設介護サービス給付費 21,000 増
		県支出金 6,825		諸収入 14,175					

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
6 居宅介護サービス計画給付費	9,500 (383,640) (393,140)	1,900 国庫支出金 1,188 県支出金 3,088		3,847 繰入金 2,565 諸収入 6,412		18 負担金, 補助及び交付金	9,500	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・居宅介護サービス計画給付費	9,500 増 (9,500 増) 9,500 増
項 計	163,500 (7,283,700) (7,447,200)	53,138		110,362					

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	16,000 (128,100) (144,100)	3,200 国庫支出金 2,000 県支出金 5,200		6,480 繰入金 4,320 諸収入 10,800		18 負担金, 補助及び交付金	16,000	75 介護予防サービス給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・介護予防サービス給付費	16,000 増 (16,000 増) 16,000 増
5 介護予防サービス計画給付費	2,400 (28,500) (30,900)	480 国庫支出金 300 県支出金 780		972 繰入金 648 諸収入 1,620		18 負担金, 補助及び交付金	2,400	75 介護予防サービス計画給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金	2,400 増 (2,400 増)

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
5 介護予防サービス計画給付費							・介護予防サービス計画給付費 2,400 増	
項計	18,400 (177,233) (195,633)	5,980		12,420				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	2,000 (34,272) (36,272)	400 国庫支出金 250 県支出金 650		810 繰入金 540 諸収入 1,350		18 負担金, 補助及び交付金	2,000	75 高額医療合算介護サービス費に要する経費 2,000 増 負担金, 補助及び交付金 (2,000 増) ・高額医療合算介護サービス費 2,000 増
項計	2,000 (34,296) (36,296)	650		1,350				
款計	183,900 (7,973,233) (8,157,133)	59,768		124,132				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	720 (167,090) (167,810)	79 国庫支出金 49 県支出金		486 繰入金 106 諸収入				
--------------------	-------------------------------	---------------------------	--	--------------------------	--	--	--	--

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 介護予防・生活支援サービス事業費		128		592		12 委託料	720	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費	720 増
								委託料	(720 増)
								・配食サービス委託料	720 増
項計	720 (188,317) (189,037)	128		592					
款計	720 (426,211) (426,931)	128		592					
歳出合計	184,620 (8,890,843) (9,075,463)	59,896		124,724					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
介護保険料収納業務取扱手数料	介護保険料収納業務 取扱に係る収納1件 当たりの単価に収納 件数を乗じて得た額 に基本料金を加えた額			4-5	限 度 額 に 同 じ			全 額	

議案第78号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,888,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		1,000,282	266	1,000,548
	1 寄附金	1,000,282	266	1,000,548
19 繰入金		2,409,426	△2,776	2,406,650
	2 基金繰入金	2,313,241	△2,776	2,310,465
歳入合計		44,891,227	△2,510	44,888,717

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,062,667	276	17,062,943
	1 社会福祉費	8,188,493	66	8,188,559
	2 児童福祉費	6,497,048	210	6,497,258
7 土木費		5,020,871	△2,786	5,018,085
	3 都市計画費	3,698,125	△2,786	3,695,339
歳出合計		44,891,227	△2,510	44,888,717

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	1,000,282	266	1,000,548
19 繰入金	2,409,426	△2,776	2,406,650
歳入合計	44,891,227	△2,510	44,888,717

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	17,062,667	276	17,062,943			266	10
7 土木費	5,020,871	△2,786	5,018,085				△2,786
歳出合計	44,891,227	△2,510	44,888,717			266	△2,776

2 歳 入

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民 生 費 寄 附 金	1	266	267	1 民 生 費 寄 附 金	266	・民生費寄附金 266 増
計	1,000,282	266	1,000,548			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,103,422	△2,776	1,100,646	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△2,776	・財政調整基金繰入金 2,776 減
計	2,313,241	△2,776	2,310,465			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	66 (1,922,788) (1,922,854)			60 寄附金	6			
				60	6	10 需 用 費	66	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 66 増
						1 消 耗 品 費	66	需用費 (66) 消耗品費 66
項 計	66 (8,188,493) (8,188,559)			60	6			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
4 保育所費	210 (1,258,688) (1,258,898)			206 寄附金	4				
				206	4	10 需用費	156	22 子育て支援に要する経費	210 増
						1 消耗品費	156	需用費	(156 増)
						17 備品購入費	54	消耗品費 備品購入費 ・保育備品	(54 増) 54 増
項 計	210 (6,497,048) (6,497,258)			206	4				
款 計	276 (17,062,667) (17,062,943)			266	10				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

9 西口都市 整備 事業費	△2,786 (715,297) (712,511)				△2,786				
					△2,786	27 繰出金	△2,786	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金	2,786 減
								繰出金	(2,786 減)
								・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金	2,786 減
項 計	△2,786 (3,698,125) (3,695,339)				△2,786				
款 計	△2,786 (5,020,871) (5,018,085)				△2,786				
歳出合計	△2,510 (44,891,227) (44,888,717)			266	△2,776				

議案第79号

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,596,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月14日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		85,800	260,350	346,150
	1 国庫補助金	85,800	260,350	346,150
4 繰入金		715,297	△2,786	712,511
	1 他会計繰入金	715,297	△2,786	712,511
7 市債		280,300	215,800	496,100
	1 市債	280,300	215,800	496,100
歳入合計		1,123,629	473,364	1,596,993

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		718,032	473,364	1,191,396
	3 事業費	595,405	473,364	1,068,769
歳出合計		1,123,629	473,364	1,596,993

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 区 画 債 理 事 業 債	280,300	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	496,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	85,800	260,350	346,150
4 繰入金	715,297	△2,786	712,511
7 市債	280,300	215,800	496,100
歳入合計	1,123,629	473,364	1,596,993

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	718,032	473,364	1,191,396	260,350	215,800	△2,786	
歳出合計	1,123,629	473,364	1,596,993	260,350	215,800	△2,786	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国庫補助金	85,800	260,350	346,150	1 土地区画整理事業補助金	260,350	・防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 260,350 増
計	85,800	260,350	346,150			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	715,297	△2,786	712,511	1 一般会計繰入金	△2,786	・一般会計繰入金 2,786 減
計	715,297	△2,786	712,511			

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 土木債	280,300	215,800	496,100	1 都市計画事業債	215,800	・取手駅北土地区画整理事業債 215,800 増
計	280,300	215,800	496,100			

3 歳出

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
		特定財源				区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 事業費	473,364 (595,405) (1,068,769)	260,350 国庫支出金	215,800	△2,786 繰入金				
		260,350	215,800	△2,786	14 工事請負費	473,364	75 取手駅北土地区画整理事業に要する経費	473,364 増
							工事請負費 ・駅前交通広場整備工事	(473,364 増) 473,364 増
項計	473,364 (595,405) (1,068,769)	260,350	215,800	△2,786				
款計	473,364 (718,032) (1,191,396)	260,350	215,800	△2,786				
歳出合計	473,364 (1,123,629) (1,596,993)	260,350	215,800	△2,786				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
	現在高	現在高見込額	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	2,631,657	2,845,481	777,800	160,732	3,462,549
地方特定道路整備事業債	500,180	435,948		64,843	371,105
地方道路整備事業債	51,849	47,612		4,431	43,181
街路整備事業債	8,993	8,213		780	7,433
地域再生事業債	3,020	530		530	
合併特例債	1,939,051	1,828,818		110,768	1,718,050
行政改革等推進債（地域再生分）	3,288	2,334		954	1,380
減収補てん債	134,383	129,200		8,869	120,331
まちづくり総合支援事業債	64,463	45,182		18,192	26,990
合 計	5,336,884	5,343,318	777,800	370,099	5,751,019

同意案第16号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求め
る。

記

氏名	櫻井由子
生年月日	昭和38年3月10日
住所	取手市桑原1955番地

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 櫻 井 由 子 (さ くら い よ し こ)
生年月日 昭 和 3 8 年 3 月 1 0 日 (5 9 歳)
住 所 取 手 市 桑 原 1 9 5 5 番 地

学 歴

昭 和 6 0 年 3 月 北 海 道 教 育 大 学 小 学 校 教 員 養 成 課 程 卒 業

職 歴

昭 和 6 0 年 4 月 牛 久 市 立 中 根 小 学 校 教 諭
平 成 7 年 4 月 茨 城 県 立 竜 ヶ 崎 南 高 等 学 校 非 常 勤 講 師
平 成 1 6 年 4 月 茨 城 県 立 取 手 第 一 高 等 学 校 非 常 勤 講 師
平 成 1 8 年 4 月 茨 城 県 立 取 手 第 二 高 等 学 校 常 勤 講 師
平 成 2 4 年 1 月 国 土 地 理 院 基 本 図 情 報 部 地 名 情 報 課 非 常 勤 職 員
平 成 2 7 年 1 月 国 立 大 学 法 人 筑 波 大 学 数 理 物 質 エ リ ア 支 援 室
非 常 勤 職 員 現 在 に 至 る

そ の 他 の 経 歴

平 成 1 4 年 1 0 月 取 手 市 民 生 委 員 児 童 委 員 現 在 に 至 る
平 成 2 0 年 4 月 取 手 市 立 取 手 第 二 中 学 校 学 校 評 議 員
平 成 2 6 年 4 月 茨 城 県 男 女 共 同 参 画 推 進 員 現 在 に 至 る
平 成 2 7 年 4 月 取 手 市 青 少 年 相 談 員 現 在 に 至 る
取 手 市 男 女 共 同 参 画 審 議 会 委 員 現 在 に 至 る
取 手 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会 委 員
平 成 2 8 年 4 月 茨 城 県 明 日 の 茨 城 を 考 え る 女 性 フ ォ ー ラ ム 副 委 員 長
平 成 3 0 年 4 月 取 手 市 教 育 委 員 会 委 員 現 在 に 至 る
令 和 4 年 1 月 取 手 市 総 合 計 画 審 議 会 委 員 現 在 に 至 る